

高取町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高取町立小学校若しくは中学校の特別支援学級へ就学する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条第1項に規定する保護者。以下「保護者等」という。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学のため必要な経費について、高取町がその経費の一部を支給することとし、もって特別支援学級の普及奨励を図ることを目的とする。

(経費の種類等)

第2条 就学奨励費の経費の種類、範囲、支給額については、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価等に準ずるものとする。

(申請)

第3条 教育委員会は、毎年6月に保護者等に対し就学奨励費の支給の対象となる児童等を決定するために必要な保護者等の属する世帯の収入額及び需要額に関する資料（以下「収入額・需要額調書」（別紙様式1）という。）を校長を経由して提出させるものとする。ただし、児童等の保護者等が次のいずれかに該当する場合は、収入額・需要額調書の提出をそれぞれが確認できる書類にかえることができる。

（ア）世帯の収入額が需要額の2.5倍以上に該当すると自ら認め、就学奨励費の全部又は一部の支給を辞退する児童等の保護者等。（ただし、一部の給付を受ける場にあっては、できるかぎり収入額・需要額調書を提出させるものとする。）

（イ）就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）により、要保護者又は準要保護者と認定され、援助を受けている特別支援学級の児童・生徒の保護者等

(証明書)

第4条 教育委員会は、保護者等に対し、収入額・需要額調書を提出させる場合は次の証明書を添付させるものとする。

- （ア）収入に関する市町村の証明書
- （イ）その他教育長が必要と認める書類

(支給の決定)

第5条 教育長は、第4条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、支給の適否及び支弁区分を決定し、校長を通じて保護者に通知する。

(支弁区分)

第6条 就学奨励費の支弁区分は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はⅠ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理するものとする。

(支給方法等)

第7条 教育長は、各学期において1回（年間3回）、校長に就学奨励費を交付し、校長は速やかに保護者等に支給するものとする。

2 保護者等に対する経費の支給は、校長が金銭をもって行うものとする。ただし、経費の支給を受ける保護者等が、支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがある場合は、現物をもって支給することができる。なお、金銭の支給を受けた保護者等から校長等が受領について書類により委任を受け日用品、学用品等を購入し、引き渡し等を行うに当たっては、購入状況等を明らかにするなど善良なる管理者の注意をもって事務処理に当たらなければならない。また、校長は、保護者等が次に掲げる事項に該当する場合において、その者から申し出があったときは、その者に対する経費の全部又は一部をその者名義の預金又は貯金へ振り込む方法（以下「振り込み」という。）により支給することができる。（この振り込みによる支給は、その者から校長が当該経費の受領について書面により委任を受け、代理受領した後において行わなければならない。）

- （1）保護者等が遠隔の地に居住している場合
- （2）その他振り込みの方法により支給することが適當であると認められる場合（例：保護者等の仕事等の和合により学校の指定する支給期日に受領が困難な場合等）
保護者等の振り込みの申し出は書面により行うものとし、書面には振り込みを希望する経費の内容、振り込みを受ける預金口座、その他振り込みに必要な事項を記載するものとする。
- 3 校長は、保護者等に対し経費の振り込みに当たって経費の使途の範囲を明確に示し、この経費を目的外に使用することのないよう十分に指導しなければならない。
- 4 年度の中途において入学又は転学してきた児童等に対しては、速やかに支給するに係る手続を行うものとする。なお、支給に当たっては、入学又は転学前における支給と重複して支給することのないよう入学又は転学前の支給状況を十分調査しなければならない。
- 5 校長は、経費の支給状況を明らかにする個人別支給台帳（別紙様式2）を備えなければならない。ただし、教育委員会が備えている場合はこの限りでない。個人別支給台帳には、保護者等の代理受領に係る委任状を添付（又は別紙）しておくものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。